

## 1 服装等について

ほんこうしよてい せいふく ちゃくよう  
本校所定の制服を着用します。

つうじょうふくそう がつ にち がつ にち がつ がつ いこうきかん りやくしきふくそうか  
【通常服装】・・・ 11月1日～4月30日まで（11月、4月は移行期間として略式服装可）

- （1）上衣はブレザーを登下校時に着用または持参し、Yシャツ（襟はレギュラーで白色無地〈無地とは全体が一色で模様がないこと織模様禁止〉）を着用します。
- （2）下衣はズボンまたはスカートを着用します。
- （3）ネクタイまたはリボンを着用します。
- （4）調整着として、全体が指定色一色のセーター・カーディガン・ベストを着用しても良いです。（指定色は白、黒・紺・グレー・ベージュ・茶、ワンポイントまで可）

りやくしきふくそう がつ にち がつ にち がつ がつ いこうきかん りやくしきふくそうか  
【略式服装】・・・ 5月1日～10月31日まで（4月、11月は移行期間として略式服装可）

- （1）ブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなくても良いです。
- （2）上衣はYシャツ（襟はレギュラーで白色無地、〈無地とは全体が一色で模様がないこと織模様禁止〉）またはポロシャツ（白色無地〈無地とは全体が一色で模様がないこと織模様禁止〉ワンポイントまで可）を着用します。
- （3）下衣はズボンまたはスカートを着用します。
- （4）調整着として、全体が指定色一色のセーター・カーディガン・ベストを着用しても良いです。（指定色は白、黒・紺・グレー・ベージュ・茶、ワンポイントまで可）

## ◎注意事項

- ① 登校後、ブレザーは着用するか、自分のクラス教室内に置きます。
- ② 式典、講演会、集会等はブレザー着用とします。また、Yシャツの裾をズボンやスカートにしまう等の身だしなみを整えて着用します。
- ③ 休日や長期休業中に登校する場合は制服を着用して（ブレザーは持参可）登下校します。ただし部活動の登校については代表顧問の許可があれば、学校所定のジャージ、体育着や各部で揃えているジャージ等でも登下校をしても良いです。
- ④ 防寒着（コート、ジャンパー等）、防寒具（マフラー、手袋等）については授業中の着用を禁止します。

- ⑤ 体育着・体育館履きは学校所定のものを使用します。体育着は体育授業1時間前の授業と体育授業のみ着用します。（準備と衛生上の対策としての決まり）
- ⑥ 上履きは指定学年色のものを使用します。
- ⑦ 行事等の服装については別に定めます。
- ⑧ 正当な理由があり、決められた服装以外の服装を着用しなければならないときには、担任に申告をして許可をもらいます。
- ⑨ 運動靴またはローファー（黒または茶色）を着用して登校します。

## 2 頭髪について

せんぱつ だっしよくなど きんし きぼつ かみがた きんし  
染髪や脱色等を禁止するとともに奇抜な髪型を禁止します。

## 3 装飾品等

- （1）髪止め、ソックス、ストッキング、タイツ、ベルト、カバン、マフラー等は華美高価なものを除き使用、着用可とします。
- （2）学校生活に不必要な装飾品（ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・ブレスレット・サングラス・カラーコンタクト、スポーツ系や健康器具等も含む）の着用や持ち込みを禁止します。
- （3）化粧をすることは控えます。
- （4）爪を保護する等の目的で使用する透明なものを除き、マニキュアをすることを禁止します。

## 4 登下校について

- （1）登下校の方法は公共交通機関、自転車、徒歩のみとします。
- （2）登下校の際には交通法規や公共交通機関使用のマナーを守り登校します。
- （3）登下校時に事故等にあつた場合には、被害の程度にかかわらず警察に連絡するとともに学校で事故報告届を提出します。
- （4）自転車通学の生徒は次のことも守ります。
  - ① 保険に加入すること。（神奈川県条例により保険への加入は義務化されています）

- ② 所定用紙を提出し、学校の許可を受け、配付のステッカーを指定の場所に貼ること。
- ③ カギをつける等の盗難防止対策をすること。(盗難された場合の補償はできません)
- ④ イヤホンを着用しての乗車をしないこと。
- (5) 登下校時のバイクや自動車等の使用は同乗を含めて禁止します。(家族による送迎は除く)

- (6) トラブルを引き起こしたり、巻き込まれないように節度あるふるまいをします。
- (7) 通学にバスを使用する生徒は、天候等によって運行時間に大きな遅れが出る可能性がありますので、時間にゆとりをもち登校します。

## 5 学校生活について

- (1) 高額な現金等の貴重品(盗難された場合の補償はできません)や学校生活に必要なもの(着火器具、調理器具、花火、ゲーム機器等)を学校に持ち込んではいけません。
- (2) 体育の授業等で現金や貴重品を携帯できない場合には、必ずクラスごとに用意された貴重品袋に預けるか、担当教員の指示にしたがいます。その他の所持品については各自の責任で管理をしてください。
- (3) 授業中は携帯電話やスマートフォンは電源を切り、カバンにしまします。教員の指示や許可がなければ使用してはいけません。また、授業に関係のないことに使用してはいけません。
- (4) ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)の持ち込みを禁止します。
- (5) 携帯電話やスマートフォン、授業用PC等の使用については次のことを守ります。
- ① 本人の同意なく写真や動画等を撮影しません。
  - ② SNS等に個人情報等の投稿をしたり、見た人が嫌な気持ちになる書き込み等(悪口や誹謗中傷)をしません。
  - ③ トラブルに巻き込まれないために出会い系サイト等にアクセスしません。
- (6) 周りの人達の学校生活を妨害してはいけません。特に「授業規律の確立について」「テスト受験上の注意」をよく確認して守ります。
- (7) 朝HRから帰りHR終了まで、無断外出や授業への無断欠席、無断遅刻、無断早退を

してはいけません。(遅刻、早退の手続きを職員室でおこなうこと)

- (8) 学校の施設や設備は大切に使用すること。また、資機材等を授業に関係のないことに使用しないこと。

## 6 その他(学校内外の生活全般について)

- (1) 法律や条例に違反をしてはいけません。
- (2) いじめをしてはいけません。国のいじめ防止対策推進法の第4条で、児童等はいじめを行ってはならないと定められています。いじめは絶対に許されません。
- (3) 飲酒(ノンアルコール含む)、喫煙(電子タバコ含む)、違法薬物等の使用や医薬品等の不適切な使用をしてはいけません。
- (4) 学校内外を問わず、暴力や暴言(SNSを含む)などで人を傷つけたり、周囲の人が不快に思う可能性があるふるまいをしてはいけません。
- (5) 「神奈川県青少年保護育成条例」により禁止されている23時以降の外出をしてはいけません。
- (6) トラブル防止のため、暴走族等問題あるグループへの加入や問題ある飲食店、遊技場等に出入りをしてはいけません。
- (7) 登下校以外でも制服を着用してバイクや自動車等の乗車をしてはいけません。
- (8) 次のことについては学校への届け出の必要はありませんが、事前に保護者とよく相談をして許可を得てください。
- ① アルバイトをすること(生活習慣が乱れ、学校生活がおろそかになる生徒がいます)ので推奨はしません)
  - ② 運転免許を取得すること(取得した場合には大きな責任が生じますので、そのこともよく考えて判断すること)
  - ③ 旅行、登山、キャンプ等をする(無理な計画をせず、事故等に十分注意しておこなうこと)
- (9) 学校の教育上必要な指導には従ってください。

この決まりは、令和5年10月1日より施行する。